

公益財団法人野口研究所 倫理規程

公益財団法人野口研究所（以下、この法人という。）は、その設立の趣意に基づき、化学及び化学の応用に関する研究・調査及び若手研究者の研究助成を行ない、化学技術の振興を図ることにより公共の利益の増進に寄与することを目的として、事業活動を続けてきた。

特に内外の社会経済情勢の変化に伴う今般の新しい公益法人制度の発足に伴い、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第 1 条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第 2 条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第 3 条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第 4 条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第 5 条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第 6 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、

財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。